

愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定会議（第2回） 議事概要

日 時：令和元年12月13日（金） 午後3時から
場 所：本庁舎6階正庁

<開会>

局 長：(あいさつ)

事務局： 次に傍聴の報告をいたします。本日の傍聴者は2名でございます。なお、報道機関の取材がございますので、御承知おきください。

では、以降の進行は座長の垣田委員にお願い致します。

<議題1> 愛知県ギャンブル等依存症推進計画策定ワーキンググループにおける検討状況等について

座 長： 座長の垣田です。スムーズに議事を進行したいと思いますので、御協力をお願い致します。まず、議題（1）について事務局から説明をお願いします。

(事務局資料1説明)

<議題2> 愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）の策定について

座 長： 引き続き、議題（2）について事務局から説明をお願いします。

(事務局資料2、3説明)

座 長： 議題（1）と（2）について何か質問がありましたらお願いします。

中新委員： ギャンブル等依存症の計画が策定されるにあたり、県やいろいろな方が御提案をしていただいたことに感謝しています。

ギャンブル依存症の場合、本人よりも親、子、配偶者などの家族が被害を受けることが多いです。当団体では、「ギャンブルをやらない人生にしていこう」という形で、定期的にミーティングを開催しており、病院の方々等にも参加していただき、依存症になった人の話を聞くこともしてもらっています。また、そうした希望があれば、来ていただければと思います。

飯田委員： 家族は大変で、家を失うくらいの経験をし、不安な状態に陥ります。

ただ、ギャンブル依存症に対して保険を適用するというニュースが昨日もあ

りましたが、国や県に取り組んでもらえていることに希望を持っています。取組を通じて、私たちのところへ必要な方を送り込んでいただく等、細いパイプを太くできると良いと思います。

あと、もう一つ、ギャンブル依存症に対する認知度を上げていただき、社会全体に定着すると良いかと思っています。

座長： 座長として意見を述べるのもなんですが、計画素案の中で家族支援の視点がやや希薄かと感じます。

私自身はアルコール依存症に関して様々な取組をしていますが、そこでも家族への支援やアプローチが重要です。本人が病気と向き合えなくとも、家族が変わることで本人が治療に繋がるきっかけになったり、問題が表面化することもありますので、その視点が素案の中に盛り込めたり、後々の取組に盛り込まれていくと良いかと感じています。

則竹委員： ギャンブルへのアクセス制限について、もう少し踏み込めるとよいと思います。子どもが競馬場に入れない仕組み等、小さいころからギャンブルがあるような環境が改善されればと思います。

予防という視点では、どのくらいであればギャンブルをしても良いのか、ある程度の目安があると分かりやすいと思います。また、生活保護を受けている方等の生きづらさを抱えている方が、はまってしまわないような取組も必要と思います。

座長： レジャーとしてのギャンブルと依存症としてのギャンブルの線引きは難しいところですね。

山田委員： 依存症はならない事が一番良いので、依存症にさせない取組を手厚くしていただきたいです。ギャンブル依存症は見た目に分かりにくいものであり、本人が病気の意識を持ちづらいので、周囲の人たちが相談できる窓口があった方が良いでしょう。

また、ギャンブルを行える年齢に近づいたら、気をつける事を教育する場があると良いと思います。加えて、依存症までいかないボーダーの方も多く、これらの方への対応も大切だと思います。

座長： アルコール依存症等に比べて、ギャンブル依存症は身体が悪くならない依存症であり、そのために「医療」につながりづらい傾向があります。「借金」が契機となることが多いですので、そこを拾い上げることは重要であると感じます。

松本委員： もっとアクセス制限をすべきではないかと思っています。日本では、競馬場へ子供連れで入るのが当たり前になっていますが、外国では虐待扱いになることもあります。愛知県が先駆けて、制限を加えても良いかと思っています。

また、愛知県と名古屋市では民間団体への支援として、団体活動の半分を補助していますが、残りの半分は団体が負担することになります。全国では半分補助をしている県が多いですが、全額補助をしている県もあります。現実問題、半分の補助では厳しいところもあります。新潟県では補助を受けて、家族相談会をしており、そうした活動を通して末端から拾い上げていけたらと思います。

最後に、ワーキンググループでも意見が出ましたが、成人式での啓発として、当会で作成したリーフレットを成人式で配った実績があります。愛知でもそうした協力はさせていただけるとと思います。

座長： 山田委員のご指摘のとおり、深刻な問題になる前に何らかの相談につなげられるかが大切なので、ネットワークの構築が大切になると思います。新潟県の取組も重要なお話だと思います。紹介していただき、ありがとうございます。

馬淵委員： 当協会としては、生活再建支援カウンセリングにより、継続的に相談させていただいています。また、金融リテラシーの観点より若者向けに金融・金銭教育を身に着けていただくため、積極的に出前講座に取り組んでおり、今年度は金城学院大学のゼミ生に対し実施いたしました。

座長： ギャンブル依存症にとって、債務は大きな特徴なので、非常に大切な取組を紹介していただいたと思います。

馬淵委員： それに加えて、金融知識のQ&Aを関東圏中心に成人式で配布しております。

座長： 貸付自粛等の制度の知識が広がり、うまく利用してもらえれば、再発防止のための有効な手立てになると感じます。

増井委員： ギャンブル等依存症の治療が保険の適用になるとの新しい情報もあるので、保険適用可能な医療機関を計画に記載してもらえると良いと思います。

座長： 保険適用については、中医協で検討されているところと思われます。医療機関が治療に取り組むことは重要と思いますので、大切な課題と思います。

平井委員： 「ギャンブルを多くの人が楽しんでいます、一部の人のがめり込んでいます。」という認識に違和感があります。ギャンブルは健全なレジャーの一つではなく、賭博であり、原則禁止されていますので、そこに大きな勘違いがあり、発想の転換が必要だと思います。その点を可能であれば盛り込めたらと思います。

座長： 貴重な御意見をありがとうございました。

事務局：冒頭の方で少し話題になりました家族支援についてです。私どもも非常にご家族への支援が重要だと思っております。そこで、資料3の29ページに、「ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援」として、一つ項目立てして、記載しております。現在も、精神保健福祉センターや保健所で、家族相談や、家族を対象とした講演会等を行っておりますので、引き続き取り組んでまいります。

座長：家族支援についても、既に盛り込んでいただいているわけですね。そうすると、計画の体系図にも、そこが盛り込まれると良いかと思えます。家族支援の様々な機会は非常に重要ですので、それもしっかり計画の中に盛り込んでいただいているということを確認していただきました。

先ほどから話題になっているアクセス制限について、それぞれの団体の方からいかがでしょうか。

兼松委員：平成29年度から組合でアドバイザーを養成し、ホールに配置しております。また、申告のあった方に対して声をかけさせていただくという自己申告・家族申告プログラムも実施しており、こうした制度をより充実させるよう進めているところです。

商売の面もあるので、来てくださるお客様を断りづらいですが、依存症が社会問題として取り上げられておりますので、組合としてはアドバイスや声掛けをする制度を強化して行っていく。まだ、過渡期ではありますが、これからもっと強化していく方針です。

座長：出玉規制についてはいかがですか。

兼松委員：出玉規制というのは遊技機規則改正の方ですね。店の方で、勝手にお客さんの出玉の数を止めてしまうということになりますと、違反になってくる可能性がありますので、それはやっております。

事務局：ギャンブル等依存症が問題になった際に、高射幸性の機械が多いのではと問題になりました。射幸性を低くして、楽しく遊べる台とするために、2年前に出玉の規制をしております。現在は、規制された台とされていない台が混在している状況ですが、2年後の2021年春には、全て低射幸性の台となります。

中野委員：当組合でも窓口対応マニュアルを作っており、本人、家族からの申請に基づいて入場制限を行う体制を整えております。ただし、取組についてホームページ等でも周知をさせていただいておりますが、実施した実績はございません。

今はインターネットの時代であり、ネットを介して馬券を購入されるケースがたいへん多いので、インターネットでのアクセス制限も重要な取組と感じております。

安井委員： 競艇に関しても、本人の申告または家族の申告によるアクセス制限に取り組んでおります。現在、常滑市と蒲郡市の実績は0となっています。また、全国モーターボート競走施行者協議会において、NTT東日本とタイアップして、ICT技術を活用した入場管理方法の研究、実証実験を行っております。

座 長： ありがとうございます。様々なご意見、課題等がありましたけれども、これからの方針や現状を共有しながら、大きな問題に対応していくことは非常に重要なことです。その第一歩として、この計画は非常に重要な位置づけになると思います。

計画について、御意見いただきました箇所での修正につきましては、事務局にて検討をお願いします。また、修正された内容の確認については、座長に御一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

＜議題3＞その他

座 長： それでは、議題（3）について事務局より説明をお願いします。

(事務局資料4説明)

座 長： 本日の議事全体を通じて、何かご質問等はございますか。

馬淵委員： ギャンブル等依存症問題啓発週間が5月14日から20日にありますが、この会議の委員で何か具体的な取り組みを行えたらよいのではないかと提案させていただきます。

事務局： 御意見ありがとうございます。私どもも、ギャンブル等依存症問題の啓発は重要と考えておりますので、皆様方に御協力をお願いしたい部分がありましたら、改めて御依頼したいと考えております。

平井委員： 啓発の内容は、「ほどほどにしましょう」なのではないでしょうか。そういう啓発ならばやらない方がいいのではないのでしょうか。
ギャンブルはやめよう、ならわかりますが、「ギャンブルはほどほどに、のめりこみには注意しましょう」ならば逆効果だと思います。

座 長： おっしゃられるとおり、とても矛盾した問題が今の日本にはあると思います。それをどうしていくのかということは、とても重要なご意見だと思います。

則竹委員： アルコール依存症で入院されている方が、競馬場で飲酒してしまうという事があります。飲酒してギャンブルを行うと、判断能力が鈍るという事があると思いますので、競馬場でのアルコール販売や持ち込みを禁止したらどうかと思います。

座 長： 貴重な御意見ですね。アルコールの問題とのめり込みの後押しにアルコールがなってしまうというご指摘でした。

飯田委員： 啓発の中で、ギャンブルの怖さを伝えて欲しいなといつも思っています。

座 長： 研修等に当事者や御家族の方に参加していただいて、生の声を聞くことで支援者に響くことがあります。計画の中でも研修を積極的に行うという事が盛り込まれていますので、計画策定後にそうした取組を協力して行えるといいと思います。

以上